令和４年９月２１日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局
運航労務監理官

（１）行政処分等の年月日	令和２年２月４日
（２）事業者の氏名又は名称	ASIA NEW DREAM株式会社
（３）処分等の種類	文書指導
（４）原因となった事故等の概要	令和元年１１月１６日に千葉県浦安沖において、運航船「ルナフェスタ」が海苔網乗揚げにより航行不能となり、乗組員及び乗客全員が東京湾マリーナの救助艇に救助される事故が発生した。 監査の結果、安全管理体制が十分でないことを確認した。
（５）処分等の内容	○経営トップ自らが輸送の安全確保のために、関係法令等の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理体制の継続的改善を図ること。 ○運航の安全確保のために必要な情報の収集及び把握を確実に行うこと。 ○運航管理補助者の選任も含め、運航管理体制の見直し・改善を図ること。 ○事故発生の事実を知ったときは、安全管理規程の事故処理基準に基づき、遅滞なく関係官署に通報すること。 ○年１回、事故処理に関する訓練を実施すること。